

## 上野森林公園内研修室・サブコテージ利用の 冷暖房費の徴収について（お知らせ）

この度、三重県上野森林公園では、研修室・サブコテージをご利用の際に、空調設備を利用された場合、冷暖房費として実費相当分を徴収させていただくことになりました。

研修室・サブコテージのご利用お申し込みの際は、空調設備のご希望の有無を利用申請書にご記入ください。

ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

徴収実施日	平成 23 年 8 月 20 日（土）から
徴収金額	1 団体につき 200 円／半日（なお、4 時間を超えるものは 1 日としてカウントします。）
その他	県内の小・中学校、幼稚園、保育所、老人ホーム等の教育・福祉施設関係団体利用者については無料とします。